

2026（令和8）年度 兵庫県商店街・小売市場等応援施策

（目的）	（支援メニュー）	（頁）
------	----------	-----

1 魅力ある商店街づくり

商店街の魅力を高める取組を応援！

賑わい・集客	（１）商店街ファンづくり応援事業	P1
	（２）商店街インバウンド支援事業	P2
施設・環境整備	（３）商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	P2

2 個性あるお店の集積づくり

個性的な店舗が集まる商店街づくりを応援！

空き店舗対策	（４）商店街空き店舗トライやる （チャレンジショップ応援事業）	P3
	（５）商店街新規出店促進事業 新規 ① テナントミックス計画策定費用等助成事業 ② 商店街新規出店チャレンジ応援事業 （商店街新規出店費用助成事業）	P4
事業承継	（６）事業継続支援事業	P5
個性的なお店表彰	（７）ひょうごいいね！お店表彰	P6

3 地域コミュニティ形成への貢献

地域のつながりをつくる商店街の取組を応援！

コミュニティ形成	（８）商店街買い物アシスト事業	P7
リーダー養成	（９）商店街次代の担い手支援事業	P8
店舗活用による社会的課題解決	（10）「ひょうご放課後プラン」に基づく支援	P9
	（11）空き店舗等賃貸物件による保育所等整備支援事業	P9
	（12）地域直売所整備促進事業	P10
	（13）ユニバーサルアドバイザー派遣事業	P10

4 経営力向上・資金調達支援

経営向上や資金調達を応援！

経営支援	（14）中小小売商業経営支援事業	P11
	（15）金融支援	P12

兵庫県産業労働部地域経済課

1 魅力ある商店街づくり

【賑わい・集客】

(1) 商店街ファンづくり応援事業（イベントの開催やオリジナル商品開発などを支援）

商店街に継続的な賑わいを創出し潤いをもたらすため、商店街が行う地域性・独自性をもったイベントなどを支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体を含む）										
対 象 事 業	商店街の地域特性に沿ったイベント、地域資源を活用したオリジナル商品の開発、カード事業（会員カード、ポイントカード）、シンボルマスコットの製作、SNS やネット中継による発信等										
補 助 要 件	イベントについては、2 回以上実施										
補 助 額	対象経費の額に応じた定額 ※市町義務随伴（県と同額以上を補助） <table><tr><th>対象経費</th><th>県補助額</th></tr><tr><td>1,500 千円以上</td><td>@200 千円</td></tr><tr><td>1,000～1,500 千円未満</td><td>@150 千円</td></tr><tr><td>500～1,000 千円未満</td><td>@100 千円</td></tr><tr><td>200～ 500 千円未満</td><td>@ 50 千円</td></tr></table>	対象経費	県補助額	1,500 千円以上	@200 千円	1,000～1,500 千円未満	@150 千円	500～1,000 千円未満	@100 千円	200～ 500 千円未満	@ 50 千円
対象経費	県補助額										
1,500 千円以上	@200 千円										
1,000～1,500 千円未満	@150 千円										
500～1,000 千円未満	@100 千円										
200～ 500 千円未満	@ 50 千円										

〔お問い合わせ〕

各県民局・県民センター商業担当課（13 ページ参照）

任意の商店街団体とは

- ・構成員が原則として 15 人以上いること。
- ・会則または規則を有していること。

(2) 商店街インバウンド支援事業

商店街・小売市場の活性化を図るため、訪日外国人旅行者を商店街に誘客するための取組を支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体も含む）
対 象 事 業	(ア)外国人向け広報活動 （HP の多言語化対応、PR 動画の作成・発信等） (イ)外国人受入環境整備 （外国人観光客接客マニュアルの作成、デジタルサイネージの設置、 多言語マップやパンフレットの作成等） (ウ)おもてなし企画の実施 （外国人向けツアーやイベントの実施、外国人向け食事メニューの開発等）
補 助 率	県 1 / 4、市町 1 / 4（義務随伴）
補助限度額	県 1,500 千円 ※市町補助額の範囲内

〔お問い合わせ〕

各県民局・県民センター商業担当課（13 ページ参照）

【施設・環境整備】

(3) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（アーケードの改修及び撤去、街路灯の LED 化等を支援）

商店街の魅力と利便性の向上を図るため、商店街等が実施する共同施設の建設・改修又は撤去を支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体も含む）
対 象 事 業	共同施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ、トイレ、休憩所等）の建設、改修、取得又は撤去に要する経費（土地の取得、造成費を除く） ※事業費 1,000 千円以上の事業とし、他の国・県の補助金等を受ける事業を除く。
補 助 率	県 1 / 6、市町 1 / 6（義務随伴）
補助限度額	県 4,000 千円 ※市町補助額の範囲内

〔お問い合わせ〕

県地域経済課商業活性化班（078-341-7711（代）内線 74039）

E-mail : chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp

（申請窓口は各市町商業担当課）

2 個性あるお店の集積づくり

【空き店舗対策】

（４）商店街空き店舗トライやる（チャレンジショップ応援事業）

初出店に挑戦する商業者や、本県進出に向け試験的に出店する県外商業者等と呼ば込むことにより商店街の活性化を図るため、商店街などが空き店舗対策として実施するチャレンジショップ等の整備・運営を支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体を含む）、商工会・商工会議所、まちづくり会社
対 象 事 業 （対象経費）	チャレンジショップ、パイロットショップの整備・運営 コワーキングスペース等コミュニティ施設の整備・運営 （内装工事費、店舗賃借料、広報宣伝費 等）
補 助 期 間	令和9年1月末まで
補 助 率	1 / 2
補助限度額	県 2,500 千円

※「チャレンジショップ」とは

将来的な新規出店（飲食、物販等）を目指す若手商業者や、企業経営に関心のある大学ゼミが、経営ノウハウの蓄積や主力商品の選定を目的に期間限定で出店に挑戦するもの

※「パイロットショップ」とは

他府県で店舗展開する商業者（飲食、アパレル等）が、兵庫県進出の足掛かりとして顧客層等のマーケティング調査をする目的で、試験的に出店するもの

〔お問い合わせ〕

各県民局・県民センター商業担当課（13 ページ参照）

(5) 商店街新規出店促進事業（店舗誘致計画を策定する商店街や、空き店舗へ出店する商業者を支援）

空き店舗解消のため、店舗誘致計画を策定し誘致活動に取り組む商店街や、商店街内の空き店舗に出店を計画している商業者を支援します。

補助制度①：テナントミックス計画策定費用等助成事業

新規

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体を含む）
対 象 事 業 (対象経費)	商店街の空き店舗解消に向けた店舗誘致（テナントミックス）計画策定及び策定した計画に基づく店舗誘致活動 (市場調査費[街頭調査、人流調査など]、専門家謝金、広告宣伝費[チラシ・HP 作成費] 等)
補 助 期 間	1 年
補 助 率	県 1 / 4、市町 1 / 4 (義務随伴)
補助限度額	県 250 千円 ※市町補助額の範囲内

当事業で店舗誘致計画を策定すると、補助制度②で出店予定者の補助額が加算され、有利な条件で店舗誘致が可能になります。

**補助制度②：商店街新規出店チャレンジ応援事業
(商店街新規出店費用助成事業)**

拡充

※「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」の年齢・性別要件を撤廃し、特別加算を追加

対 象 者	商店街・小売市場への出店を計画している商業者（出店予定者）
対 象 事 業 (対象経費)	商店街の空き店舗を活用した新規出店・開業 (店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費)
補 助 要 件	出店後速やかに商店街団体に加盟し、団体活動へ積極的に参加すること
補 助 期 間	1 年
補 助 率	県 1 / 6、市町 1 / 6 (義務随伴) 【特別加算について】 補助制度①「テナントミックス計画策定費用等助成事業」を活用し、誘致計画を策定した商店街に出店する場合、1 / 6（県 1/12、市町 1/12）を別途加算 ※加算部分も市町の随伴が必要
補助限度額	県 750 千円（加算要件を満たす場合：1,125 千円）※市町補助額の範囲内

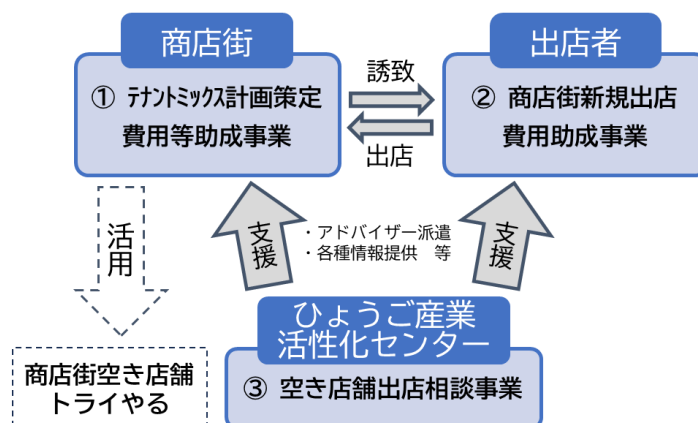
【助言・指導】商業アドバイザーの派遣

上記事業を活用する商店街団体や商業者に対し、商店街活性化や店舗経営に関するノウハウを有する「商業アドバイザー」を派遣し、指導・助言を行います。

※ 1カ所への派遣は3回まで
(派遣費用の2/3を補助)

【お問い合わせ】

(公財) ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課 (078-977-9116)



【事業承継】

（６）事業継続支援事業（中小企業の事業承継を支援）

中小企業の喫緊の課題である事業承継について、蓄積されたノウハウや技術を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を図るため、事業承継時に必要な経費を補助し、中小企業における事業承継を支援します。

【助言・指導】

商工会・商工会議所の経営指導員等が、事業承継計画の策定等にあって、助言・指導等の支援を行います。

【補助内容】

対 象 者	県内の商工会・商工会議所と事業承継計画を策定した県内で事業を営む中小企業等（中小企業、小規模企業者、個人事業主）		
対 象 事 業	(ア) 法人における退任、就任をともなう代表者交代による事業の承継 (イ) 法人から別法人による株式買取等による事業の承継 (ウ) 法人又は個人事業主から法人への事業譲渡（買取含む）による承継 (エ) 個人事業主における廃業、開業をともなう事業譲渡による承継 (オ) 法人から事業譲渡を受け、個人事業を開業する承継		
補 助 率 等	初年度の補助率等		
	経費区分	経費区分明細	補助率
	賃借料(第三者承継のみ対象)	店舗賃借料	補助対象経費の 2分の1
	広告宣伝等事務費	広報費・事務費	
	建物改修費	建物改修費	
	設備導入費	設備導入費	
	合 計		4,000千円
	3年間の補助対象経費		
	補助内容（単年度上限）		1年目 2年目 3年目
	賃借料（1,000千円）（第三者承継のみ対象）		○ ○ ○
	広告宣伝等事務費（1,000千円）		○ ○ ○
	建物改修費・設備導入費（2,000千円）		○ × ×
県補助 限度額	【第三者承継】		【親族内承継】
	1年目：4,000千円 2年目：2,000千円 3年目：2,000千円 計：8,000千円		1年目：3,000千円 2年目：1,000千円 3年目：1,000千円 計：5,000千円

【お問い合わせ】

県地域経済課経営支援班（078-341-7711（代）内線 74033）

E-mail：chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp

（申請窓口は各商工会・商工会議所）

【個性的なお店表彰】

（７）ひょうごいいね！お店表彰

個店の意欲醸成と魅力向上による商店街の活性化を図るため、商店街に立地する個性あふれる店舗を表彰します。

対 象 店 舗	県内商店街の小売業、サービス業者で他店の模範となる店舗	
応 募 要 件	ア 原材料・製法・品揃えを工夫し、消費者のニーズに対応したこだわり商品・サービスの提供を行っている イ 少子高齢化・環境など地域の課題に対応する取組、まちづくり活動や地域行事に積極的に参加し、地域連携の取組を行っている	
表彰の種類	大 賞	特 色 部 門 ：取扱商品の独自性が最も優れた店舗
		こだわりサービス部門 ：サービスに係る工夫が最も優れた店舗
		地域連携部門 ：地域連携活動実績が最も優れた店舗
	優 秀 賞	

〔お問い合わせ〕

県地域経済課商業活性化班（078-341-7711（代）内線 74053）

E-mail : chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp



3 地域コミュニティ形成への貢献

【コミュニティ形成】

(8) 商店街買い物アシスト事業

買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、商店街等が実施する移動販売や共同宅配、買い物送迎車の運行などを支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	商店街・小売市場（任意の商店街団体も含む）、商工会・商工会議所、商業者グループ、商店街等と連携した事業を行う法人または個人事業主（商店街や商工会・商工会議所等からの推薦が条件） （※商業者グループの要件 3名以上の商店街・小売市場（任意団体含む）に所属するメンバーで、構成される集団であること。）
対 象 事 業	(ア) EC サイト・共同宅配 (イ) ご用聞き・共同宅配 (ウ) 移動販売 (エ) 買い物送迎車の運行 (オ) 高齢者等の買い物サポート支援（買い物同行支援）
対 象 経 費	・ 事前準備：市場調査費、専門家謝金・旅費 等 ・ 初期費用：車両購入費、車両改修費 等 ・ 維持費：店舗賃借料、人件費（トラックドライバーの労働費用） 等 ・ 販 促 費：移動販売利用者増加事業費 等
補 助 期 間	最長5年
補 助 率 等	〔1～3年目〕 補 助 率：県1/4、市町1/4（義務随伴） 補助限度額：県1,500千円 ※市町補助額の範囲内 （対象事業を追加する場合1,200千円を加算。ただし、「EC サイト・共同宅配」に、「ご用聞き・共同宅配」を追加する場合は300千円を加算。 ※加算上限：県1,500千円） 〔4・5年目〕 補 助 率：県1/6、市町1/6（義務随伴） 補助限度額：県1,000千円 ※市町補助額の範囲内 （対象事業を追加する場合800千円を加算。ただし、「EC サイト・共同宅配」に、「ご用聞き・共同宅配」を追加する場合は200千円を加算。 ※加算上限：県1,000千円）

〔お問い合わせ〕

各県民局・県民センター商業担当課（13 ページ参照）

【リーダー養成】

(9) 商店街次代の担い手支援事業（若手商業者等が取り組む実践活動を支援）

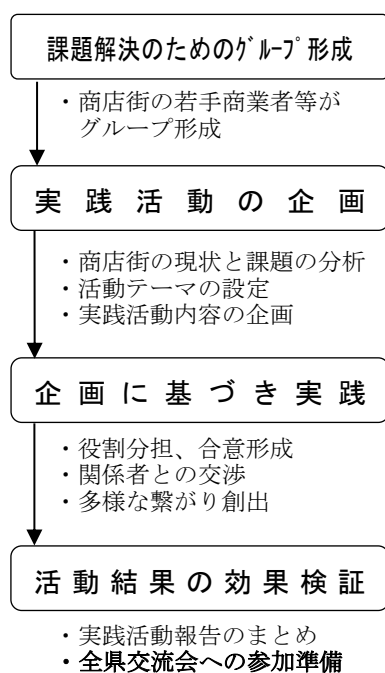
次代を担う商店街リーダーとして必要な資質向上を図るため、商店街の若手商業者等のグループが取り組む実践活動の企画・実施、成果発表を通じた振り返りを支援します。

ア チャレンジ活動支援

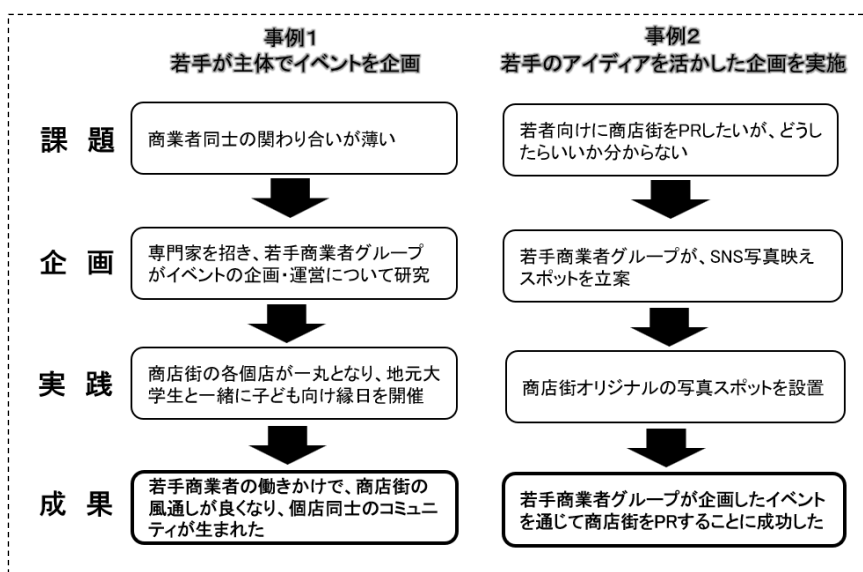
〔補助内容〕

対 象 者	(ア) 商店街の若手商業者グループ (イ) 複数の商店街等からなる若手商業者グループ (ウ) 若手商業者及びベテラン商業者によるグループ	※若手…概ね 40 歳代まで ※グループ…商店街団体構成員 3 名以上の集団
対 象 事 業	商店街の課題を踏まえた、課題解決に向けた実践活動の企画・実施・検証	
補 助 要 件	全県交流会（3 月開催）への参加	
補 助 率	定額（県補助限度額：150 千円） ※県と同額以上を市町が補助（義務随伴）	

○事業イメージ



< 取組事例 >



イ 全県交流会の開催

「チャレンジ活動支援」の成果発表や、商店街関係者・支援機関・学生・行政などの参加者同士の意見交換により、ネットワークの形成と学びの深化を支援します。

〔お問い合わせ〕

県地域経済課商業活性化班（078-341-7711（代）内線 74039）

E-mail : chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp

【店舗活用による社会的課題解決】

(10) 「ひょうご放課後プラン」に基づく家賃補助及び賃貸物件の改修経費補助事業

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、民家、アパート、空き店舗等を活用した放課後児童クラブの開設を支援します。

〔補助内容〕

	家賃補助経費	賃貸物件の改修経費
対 象 者	市町又は市町が適切と認めた者	
対 象 事 業 (対象経費)	ひょうご放課後プラン推進事業 (児童クラブ型) 〔民家、アパート、空き店舗等 の賃借料〕	放課後児童クラブ設置促進事業 〔 ・既存施設の改修費 ・設備の更新・修繕費 ・備品の購入費 〕
補助基準額	3,374 千円	12,000 千円
補 助 率	国 1/3、県 1/3、市町 1/3	

※ 補助基準額は変更になる可能性があります。

〔お問い合わせ〕

県福祉部こども政策課こども企画班 (078-341-7711 (代) 内線 73532)

E-mail : kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(11) 空き店舗等賃貸物件による保育所等整備支援事業

保育所等の定員拡大に向けた、駅前等における賃貸による保育所等の整備を支援します。

〔補助内容〕

事 業 主 体	市町
対 象 施 設	民間保育所、認定こども園、地域型保育事業
補 助 要 件	賃貸物件を活用し、施設の新設等により定員を拡大する保育所、認定こども園、地域型保育事業であって、建物賃料が賃借料加算の額の 1.5 倍を超え、3 倍以下である施設
対 象 経 費	賃借料加算額を 1.5 倍にした額と建物賃料の差額
補 助 率	県 1/3、市町 1/3

※ 別途 3 倍を超える場合の補助もあります。

〔お問い合わせ〕

県福祉部こども政策課こども育成班 (078-341-7711 (代) 内線 73544)

E-mail : kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(12) 地域直売所整備促進事業（うち直売施設等整備事業）

県産県消の推進を図り、生産者と消費者が支え合う好循環を構築するため、農産物等の直売所の設置や備品整備等を支援します。

〔補助内容〕

対 象 者	生産者や直売関係者（商店街等）等で構成される協議会、市町、市町が出資する法人、農業協同組合、漁業協同組合、3戸以上の農林漁業者が組織する団体、農地所有適格法人、NPO法人、自治会等
対 象 事 業 (対象経費)	県産農産物等の直売活動に必要な簡易な施設、備品の整備等 〔簡易施設整備費、内装工事費、施設・機器賃借料、イトインコーナー整備費、陳列棚、陳列ワゴン、コンテナ、のぼり、パネル、移動販売車、配送料、キャッシュレス決済機器導入費 等〕
補 助 率	1/3 以内（補助上限額：1,000 千円） （1/2 以内 ※中山間地域の事業実施主体が都市部に直売所を設置する場合）

〔お問い合わせ〕

県農林水産部流通戦略課地産地消班（078-341-7711（代）内線 74492）

E-mail：ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

(13) ユニバーサルアドバイザー派遣事業

全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者、子ども・子育て世代・外国人など誰もが利用しやすい施設・店舗となるよう助言等を行うアドバイザーを派遣します。

〔補助内容〕

対 象 施 設	商店街・小売市場（任意の商店街団体も含む）の施設・店舗等
派 遣 内 容	障害特性等に応じたホスピタリティ向上のための助言や、対象となる施設・店舗等が主催する学習会の講師として、県に登録するユニバーサルアドバイザーを派遣。 〔助言の例：点字メニュー、聴覚障害者への説明方法、補助犬の受け入れ、車いすの方への対応、高齢者・外国人への対応等〕
派 遣 回 数	上限 3 回
補 助 率	10/10（県 1/2、市町 1/2）※補助上限額あり

〔お問い合わせ〕

県福祉部ユニバーサル推進課社会参加支援班（078-341-7711（代）内線 73645）

E-mail：universal@pref.hyogo.lg.jp

（申請窓口は各市町担当課）

4 経営力向上・資金調達支援

【経営支援】

(14) 中小小売商業経営支援事業（経営に役立つ情報提供などを実施）

小売商業者の抱える諸課題への対応や経営力向上のため、経営に役立つ各種情報の提供、助言・指導を行っています。

〔情報提供〕

DVD の貸し出し	商業経営に役立つ DVD の貸し出し
経営情報の提供 （商圈情報）	販売促進や新規開業の参考となる商圈地図情報の提供 （年齢別人口、世帯数、商店数、商品別消費支出額等）

〔お問い合わせ〕

（公財）ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課（078-977-9116）

(15) 金融支援（商店街活性化のための資金を支援）

中小小売商業者等の経営の安定と発展を図るため、資金ニーズに応じたきめ細かな支援をします。

〔融資制度（主なもの）〕

資 金 名	貸付対象者	資 金 使 途	限 度 額	利率 (%)※	融資(据置)期間
事業承継支援貸付	事業承継を予定している方 又は事業承継をした方	設備・運転 〔事業承継に 必要なもの〕	2.8 億円	1.35	10 年(2 年)
事業応援貸付	事業展開への各種取組みを行う方	設備・運転	1 億円	1.75	
SDGs 支援貸付	「ひょうご産業 SDGs 認証事業」 において認証を受けた方		2.8 億円	1.35	15 年(2 年)
空き家・商店街空き店舗活用貸付	① 空き家・商店街空き店舗の 取得・改修を行う方 ② 空き家・商店街空き店舗を 活用した新規事業を行う方				
設備投資促進貸付	設備投資を行う方 ① 設備の新設・更新 ② BCPに基づく防災関連対策 ③ 重点立地促進事業	設備・設備投資 に伴う運転資金	① 3 億円 ② 15 億円 ③ 100 億円	1.55	① 10 年(2 年) ② 15 年(2 年) ③ 15 年(2 年)
経営力強化貸付	金融機関などの支援により経営力の強化を図る方	設備・運転・借換	2.8 億円 (組合 4.8 億円)	1.65	設備 7 年(1 年) 運転 5 年(1 年) 借換 10 年(1 年)
企業再生貸付 〔経営改善・再生 支援強化型〕	事業再生計画に従って事業再生を行う方	設備・運転・借換	2.8 億円	1.35	15 年(3 年)

※ 利率は変更になる可能性があります。

〔お問い合わせ〕

県地域経済課金融班（078-362-3321（代）内線 74048）

E-mail : chiikikeizai@pref.hyogo.lg.jp

各県民局・県民センター商工労政担当課（13 ページ参照）

〔設備貸与制度〕

対象企業	対象設備	貸与限度額	割賦損料率※	貸与期間
県内に事業所・工場等があり、国の基準に該当する常用従業員 50 人以下の小規模企業者	機械設備	100 万円以上 1 億円以下(税込)	年 0.95～ 2.20%	10 年以内
県内に事務所・工場等があり、常用従業員 300 人以下の中小企業者	GX・DX 関連 機械設備	500 万円以上 2 億円以下(税込)	年 1.50～ 2.75%	10 年以内

※ 利率は変更になる可能性があります。

〔お問い合わせ〕

（公財）ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室（078-977-9086）

お問い合わせ欄

名 称	所在地および電話番号	所 管 区 域
兵庫県産業労働部地域経済課 商業活性化班	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 電話 078-362-3326	—
(公財)ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4 電話 078-977-9116	—
神戸県民センター 県民躍動室県民課	〒653-8767 神戸市長田区二葉町 5-1-32 電話 078-647-9087	神戸市
阪神南県民センター 県民躍動室県民課	〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 電話 06-6481-7673	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪神北県民局 県民躍動室地域振興課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 電話 0797-83-3133	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
東播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 電話 079-421-9414	明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、 播磨町
北播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 電話 0795-42-9412	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨県民センター 県民躍動室県民課	〒670-0947 姫路市北条 1-98 電話 079-281-9406	姫路市、神河町、 市川町、福崎町
西播磨県民局 県民躍動室地域振興課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 電話 0791-58-2141	相生市、たつの市 赤穂市、宍粟市、太子町、 上郡町、佐用町
但馬県民局 県民躍動室地域振興課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 電話 0796-26-3686	豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町
丹波県民局 県民躍動室地域共創課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 電話 0795-73-3784	丹波篠山市、 丹波市
淡路県民局 県民躍動室交流渦潮課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 電話 0799-26-2087	洲本市、 南あわじ市、 淡路市